

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2009-530750  
(P2009-530750A)

(43) 公表日 平成21年8月27日(2009.8.27)

(51) Int.Cl.

G06F 13/00 (2006.01)  
H04W 4/12 (2009.01)  
H04W 4/02 (2009.01)

F 1

G06F 13/00 650B  
G06F 13/00 510G  
H04Q 7/00 130  
H04Q 7/00 104

テーマコード(参考)

5K067

審査請求 未請求 予備審査請求 未請求 (全 14 頁)

(21) 出願番号 特願2009-501598 (P2009-501598)  
 (86) (22) 出願日 平成19年3月23日 (2007.3.23)  
 (85) 翻訳文提出日 平成20年9月22日 (2008.9.22)  
 (86) 国際出願番号 PCT/US2007/007349  
 (87) 国際公開番号 WO2007/112050  
 (87) 国際公開日 平成19年10月4日 (2007.10.4)  
 (31) 優先権主張番号 200610067662.6  
 (32) 優先日 平成18年3月24日 (2006.3.24)  
 (33) 優先権主張国 中国(CN)

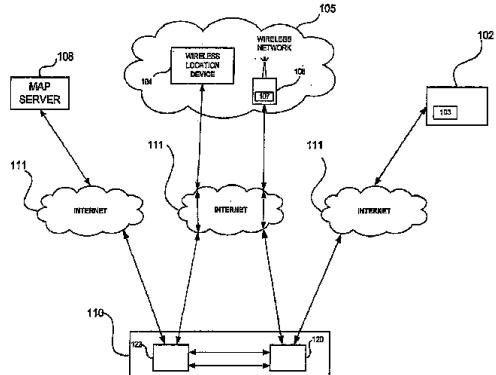
(71) 出願人 596092698  
 アルカテルルーセント ユーエスエー  
 インコーポレーテッド  
 アメリカ合衆国 07974 ニュージャ  
 ーシー, マレイ ヒル, マウンテン アヴ  
 エニュー 600-700  
 (74) 代理人 100064447  
 弁理士 岡部 正夫  
 (74) 代理人 100085176  
 弁理士 加藤 伸晃  
 (74) 代理人 100094112  
 弁理士 岡部 譲  
 (74) 代理人 100096943  
 弁理士 白井 伸一

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関連する地理的ロケーション情報を提供する方法及び装置

## (57) 【要約】

インスタント・メッセージング・ユーザは他のインスタントメッセージングユーザに関連する地理的ロケーション情報をインスタント・メッセージング・サーバにリクエストする。インスタント・メッセージング・ユーザはモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関連する地理的ロケーション情報をインスタント・メッセージング・サーバからインスタントメッセージの形式又は存在情報として受信する。地理的ロケーション情報は無線ネットワーク内の無線ロケーション装置から取得される。



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

方法であって、

モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)に関連する地理的ロケーション情報をインスタント・メッセージング・サーバ(110)にリクエストするステップ、及び

該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)に関連する該地理的ロケーション情報を該インスタント・メッセージング・サーバ(110)から受信するステップであって、該地理的ロケーション情報が無線ネットワーク(105)から取得されるものである、ステップ

からなる方法。

**【請求項 2】**

請求項1の方法において、該地理的ロケーション情報が少なくとも地図を含む方法。

**【請求項 3】**

請求項2の方法において、該地理的ロケーション情報がさらに、該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)の少なくとも地理的位置を含み、該地図が該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)の地理的位置及びモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)を囲むエリアを示す方法。

**【請求項 4】**

請求項3の方法において、該地理的位置が少なくとも緯度及び経度を含む方法。

**【請求項 5】**

請求項1の方法において、該地理的ロケーション情報が該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)の地理的位置を図示する地図を含む方法。

**【請求項 6】**

請求項5の方法において、該地理的位置が少なくとも緯度及び経度を含む方法。

**【請求項 7】**

請求項1の方法において、該地理的ロケーション情報がインスタントメッセージを介して受信される方法。

**【請求項 8】**

請求項1の方法において、該地理的ロケーション情報が存在情報の形式で受信される方法。

**【請求項 9】**

方法であって、

モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)に関連する地理的ロケーション情報をリクエストを受信するステップ、

該地理的ロケーション情報のリクエストを該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)に転送するステップ、及び

該転送されたリクエストに応答して、該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)から受信した第1のインスタントメッセージに基づいて該モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)に関連する地理的ロケーション情報を取得するかを判断するステップ

からなる方法。

**【請求項 10】**

方法であって、

モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザ(106)に関連する地理的ロケーション情報を、無線ロケーション装置(104)及びマップサーバ(108)の少なくとも1つから取得するステップ、及び

該取得された地理的ロケーション情報をインスタントメッセージングユーザ(102)に存在情報の形式で、又はインスタントメッセージを介して送信するステップからなる方法。

10

20

30

40

50

## 【発明の詳細な説明】

## 【背景技術】

## 【0001】

インスタントメッセージング(IM)は、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、パーソナルコンピュータ(PC)、携帯電話、スマートフォン及び他のその類の装置(以下、「IM端末」という)の等のあらゆる種類の端末と即座に通信するためのピューラーかつ便利な方法となってきた。IM通信は2つのユーザ間の即座の通信を関与させる。通信に関与する各IMユーザは通信された情報を送信、受信及び表示する。IM通信はまた、他の選択されたユーザに関するオンライン上の情報の表示を関与させる。

10

## 【0002】

IMユーザは、IMクライアントに備わるIM端末を用いてインスタントメッセージを送信及び受信する。IMクライアントはハードウェア部材及びソフトウェア部材を含み、例えば、ピアトゥピア通信を確立する能力がある。例えば、IMクライアントはIM端末に搭載されたソフトウェアアプリケーションの形式等であればよい。説明の便宜のため、IMクライアント及びIM端末は、ここではまとめてIMクライアント装置というものとする。IMクライアント装置の例としては、所望のインスタントメッセージング動作を実行するためのソフトウェアが搭載されたパーソナルコンピュータ、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、携帯電話又はスマートフォンが挙げられる。

20

## 【0003】

IMユーザは1以上のインスタントメッセージング(IM)サーバ及びインターネット等の1以上の配信ネットワークを介して互いに通信する。IMサーバ及び配信ネットワークは物理的に離れていることに無関係の直接及び/又は間接的通信を提供する。

## 【0004】

IMサーバはインスタントメッセージングのログイン/ログオフ動作を扱い、インスタントメッセージングネットワーク上のIMユーザの存在を示し、上記のようにIMユーザ間のインスタントメッセージを受信及び転送するように機能する。IMサーバはIMユーザの存在情報を存在特徴として従来から知られるものによって提供する。存在情報は3つのカテゴリ:(1)クライアントステータス、(2)ユーザステータス、及び(3)拡張存在情報に分類される。各ユーザに関連する存在情報は、例えば、IMサーバのデータベースに記憶される。

30

## 【0005】

クライアントステータスは、例えば、IMクライアント及び/又はIMクライアント装置の入手性、ロケーション及び/又は能力を記載する存在属性を含む。ユーザステータスは、例えば、通信のためのIMユーザ、個人IMユーザステータス等を記述する存在属性を含む。拡張存在情報はベンダ特有の、又はサービスプロバイダ非標準の存在属性であり、サービスプロバイダによって動的に定義され得る。存在特徴のいずれか又は全部がIMサーバにおけるユーザプロファイルに記憶される。

## 【0006】

コンタクト又は仲間のリスト(以下、「コンタクトリスト」という)が、IMシステム(例えば、1以上のIMサーバ)に記憶されるIMユーザについてのユーザ保持リストである。コンタクトリストは、インスタントメッセージ又は存在情報を送信するときの分配リスト等、種々の目的に使用される。IMユーザは友人のリスト、同僚のリスト、仕事仲間のリスト等の種々の目的の複数のコンタクトリストを管理する。コンタクトリストの管理は、コンタクトリストのリストを得る能力だけでなくコンタクトリストの作成、削除及び編集をするための構成を含む。これらの構成は当該分野では公知である。ユーザはまた、コンタクトリストの内容を修正し、IMサーバからコンタクトリストの内容を取得することもできる。

40

## 【0007】

例えば、第1のIMユーザは、単に第2のIMユーザのアイデンティティ(例えばユーザ名等)を彼らのコンタクトリストに入力するだけで、第2のIMユーザに関連する存在

50

情報を得る（又は契約する）ことができる。第2のIMユーザはIMサーバで記憶される存在情報のいくつか又は全部の認証を許可又は拒否することができる。許可される場合、第1のIMユーザは初期存在情報（例えば、IMサーバに現在記憶されている第2のIMユーザに関する存在情報）を受信し、第2のIMユーザに関する存在情報が更新されるたびに新たな存在情報を受信する。拒否された場合、第1のIMユーザは第2のIMユーザによる拒否を通知される。第1のIMユーザがもはや存在情報又は更新の受信を望まない場合、第1のIMユーザは存在情報を与えないことができ、第2のIMサーバに関する存在情報はもはや第1のIMユーザに配信されない。第1のIMユーザは、例えば、第2のIMユーザを彼／彼女のコンタクトリストから除外することによって第2のIMユーザに関する存在情報を契約しないことができる。

10

#### 【0008】

従来技術によると、IMユーザの地理的ロケーション又は位置に関する存在情報はIMユーザ自身によって提供されなくてはならない。しかし、これは、存在情報を提供するIMユーザが彼／彼女のロケーションを知らない場合、及び／又はIMユーザのロケーションが移動IMユーザの場合のように常に変化している場合に問題となる。従って、IMユーザの地理的ロケーション情報を得るとともに、従来の存在情報に加えてこの地理的ロケーション情報をIMユーザに加入しているユーザに提供するための、より効率的な方法に対するニーズがある。

#### 【発明の開示】

##### 【課題を解決するための手段】

20

#### 【0009】

本発明の実施例は従来の存在情報に加えて地理的ロケーション情報を提供する方法に関する。これによって、IMユーザが他のIMユーザの地理的ロケーション情報を与え、及び／又は取得することができる。地理的ロケーション情報は、地図の中にグラフィックで、並びに／又は経度及び緯度によって等、複数のやり方で表示することができる。

#### 【0010】

本発明の実施例によると、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関する地理的ロケーション情報はインスタント・メッセージング・サーバからリクエストされる。モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関するリクエストされた地理的ロケーション情報はインスタント・メッセージング・サーバから受信される。地理的ロケーション情報は無線ネットワークから得られる。

30

#### 【0011】

本発明の他の実施例によると、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関する地理的ロケーション情報のリクエストが受信され、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに転送される。モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関する地理的ロケーション情報を取得するか否かの判断は、転送されたリクエストに応答してモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザから受信された第1のインスタントメッセージに基づいてなされる。

#### 【0012】

本発明の他の実施例によると、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関する地理的ロケーション情報は無線ロケーション装置及びマップサーバの少なくとも1つから取得される。取得された地理的ロケーション情報は存在情報の形式において、又はインスタントメッセージを介してインスタント・メッセージング・ユーザに送信される。

40

#### 【0013】

本発明の少なくともいくつかの実施例では、地理的ロケーション情報はモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザの地図及び／又は地理的位置を含むことができる。地図はモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザの地理的位置及びモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザを囲むエリアを示す。地理的位置は少なくとも経度及び緯度を含む。地理的ロケーション情報はインスタントメッセージを介して、及び／又は存在情報の形式において送信され及び／又は受信される。地理的ロケーション情報のリク

50

エストはインスタントメッセージを介して転送され得る。

【0014】

本発明の少なくともいくつかの実施例によると、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザが転送されたリクエストを拒否したことを第1のインスタントメッセージが示す場合、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関連する地理的ロケーション情報が入手できることを示す第2のインスタントメッセージングが送信される。

【0015】

本発明の少なくともいくつかの実施例では、第1のインスタントメッセージがモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザがリクエストを許可した場合、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関連する地理的ロケーション情報が取得される。少なくとも地理的ロケーション情報の一部が無線ロケーション装置から取得される。本発明の少なくともいくつかの実施例によると、モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザの地理的位置がモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関連する無線ロケーション装置から得られるようにしてもよい。モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザの地理的側位がモバイル・インスタント・メッセージング・ユーザに関連するモバイル装置識別子を用いて無線ロケーション装置から得られるようにしてもよい。モバイル・インスタント・メッセージング・ユーザの地理的位置を図示する地図及び地理的位置を囲むエリアがマップサーバから得られる。

10

【0016】

本発明は以下の詳細な説明及び付随する図面からより完全に理解される。図面において、同様の要素には同様の符号が付され、図面は例示のみを目的として与えられ、従って本発明を限定するものではない。

20

【発明を実施するための最良の形態】

【0017】

図1に本発明の実施例によるインスタントメッセージング(IM)システムを示す。図示するように、インスタントメッセージング(IM)ユーザ102はIMクライアント装置103を用いてインスタントメッセージを送受信する。IMクライアント装置103は、パーソナルコンピュータ(PC)、パーソナルデジタルアシスタント(PDA)、携帯電話、スマートフォン、又は例えばピアトゥピア通信を確立する能力のあるハードウェア構成部材及びソフトウェア構成部材等の他のあらゆる適切な通信装置等のIM端末であればよい。例えば、IMクライアント装置103は、クライアント装置103が他のIMユーザ又はIMサーバ110と通信できるようにするためのソフトウェアアプリケーションが搭載されたパーソナルコンピュータであってもよい。

30

【0018】

IMユーザ102はインスタントメッセージをモバイルIMユーザ106のような他のIMユーザに、例えばインターネット111(又は他の何らかの配信ネットワーク)等の通信接続、及び物理的に離れていることは関係なく直接及び/又は間接的な通信を提供する1以上のIMサーバ110を介して送信する。通信接続はTCP/IP又は他の何らかの適切な通信プロトコルを用いて確立される。図1には単一のIMサーバしか図示されていないが、本発明の実施例は同じ又は異なる場所に位置する任意の数のIMサーバを含むことができる。

40

【0019】

IMサーバ110はIMモジュール120及び存在モジュール122を含む。IMモジュール120は、本分野で公知の他のIM機能とともに、インスタントメッセージングのログイン/ログオフ動作を扱い、上記のインスタント・メッセージング・ユーザ間でインスタントメッセージを受信及び転送するよう機能する。IMモジュール120はIMサーバ110の既存のハードウェア上で実行されるハードウェア又はソフトウェアの形式として実施される。

【0020】

存在モジュール122は存在特徴機能を提供し、既存のハードウェア上で実行されるハ

50

ードウェア又はソフトウェアの形式として実施される。例えば、IM 存在モジュール 122 は、本分野で公知の他の存在特徴機能とともに IM ユーザの存在情報を他の IM ユーザに提供する。IM サーバ 110 はどこに位置してもよく、他の IM サーバと、例えばインターネット 111 又は他の何らかの通信ネットワークを介して通信する。

【0021】

さらに図 1 を参照すると、モバイル IM ユーザ 106 はインスタントメッセージを IM ユーザ 102 から、例えば無線ネットワーク 105、インターネット 111 及び IM サーバ 110 を含む通信接続を介して受信する。図示するように、モバイル IM ユーザ 106 はモバイル IM クライアント装置 107 を用いてインスタントメッセージを送信及び受信する。モバイル IM クライアント装置 107 は、パーソナルコンピュータ (PC)、パーソナルデジタルアシスタント (PDA)、携帯電話、スマートフォン、又は例えばピアトウピア通信を無線で確立する能力のあるハードウェア構成部材及びソフトウェア構成部材等の他のあらゆる適切な通信装置等の IM 端末であればよい。例えば、モバイル IM クライアント装置 107 は、モバイル IM クライアント装置 107 が他の IM ユーザ ( 例えば IM ユーザ 102 ) 又は IM サーバ 110 との IM 通信を開始することができるようになるためのソフトウェアアプリケーションが搭載された携帯電話であってもよい。モバイル IM ユーザ 106 はインターネット 111 に無線ネットワーク 105 を介してアクセスすることができる。図の明確化のため、1 以上の基地送受信局 (BTS)、無線ネットワークコントローラ (RCN) 等の無線ネットワーク 105 の公知の構成要素の全ては図示せずに、無線ネットワーク 105 を雲の形で図示している。IM クライアント装置 103 がパソコンであるとして、及びモバイル IM クライアント装置 107 が携帯電話であるとして説明してきたが、IM クライアント装置 103 及びモバイル IM クライアント装置 107 は、例えば、ここに記載される IM クライアント装置のいずれかのような適切な通信能力を持つ何らかの適切な無線又は地上電子装置であればよい。

10

20

30

40

【0022】

IM クライアント装置 103 及び 106 と同様に、無線ロケーション装置 104 は、例えば、少なくとも IM サーバ 110 とのピアトウピア通信を確立することができる。無線ロケーション装置 104 の例として、所望の動作を実行するためのソフトウェアを含むパーソナルコンピュータ又はサーバがある。例えば、無線ネットワーク 105 が GSM ネットワークの場合、無線ロケーション装置 104 は GSM モバイルロケーションセンター (GMLC) であればよい。他の例として、無線ネットワーク 105 が CDMA ネットワークの場合、無線ロケーション装置 104 はモバイルポジショニングセンター (MPC) であればよい。さらに他の例として、インテリジェントサービスゲートウェイ (ISG) のようなより高いレベルの装置を使用してもよい。これらの各々の従来の機能及び構成部材は当該分野において公知であるので、説明を簡潔にするため詳細な説明は省略する。

【0023】

無線ロケーション装置 104 は、従来の構成部材及び機能に加えて、通信が自身又は IM サーバ 110 によって開始されることを可能とするための追加のハードウェア部材又はそれに搭載されるソフトウェアアプリケーションを含んでいてもよい。無線ロケーション装置 104 はインターネット 111 を介して IM サーバ 110 と通信することができる。無線ロケーション装置 104 は無線ネットワーク 105 を介してインターネット 111 にアクセスすることができる。

【0024】

図 2 は本発明の実施例による地理的ロケーション情報を提供するための方法を示すフローチャートである。図 2 に示す方法は図 1 に示す IM システムに関して記載され、IM サーバ 110 で実行され得るものである。

【0025】

図 2 について、ステップ S202 において、IM モジュール 120 は IM ユーザ 102 から存在情報契約リクエストを受信する。IM モジュール 120 は契約リクエストを存在モジュール 122 に送信する。契約リクエストはモバイル IM ユーザ 106 に関連する地

50

理的ロケーション情報（又は地理的位置情報）のリクエストを含む。契約リクエストは、IMユーザ102がモバイルIMユーザ106をIMクライアント装置103における彼/彼女のコンタクトリストに入力したときにトリガされる。

【0026】

ステップS204において、IMサーバ110は受信した契約リクエストをモバイルユーザ106に転送し、又は中継する。受信した契約リクエストは、例えば、1以上のインスタントメッセージの形式でモバイルIMユーザ106に転送される。実施例では、IMサーバ110はインスタントメッセージを生成してモバイルIMユーザ106に送信し、IMユーザ102からの契約リクエストの許可又は拒否をリクエストする。

【0027】

ステップS206において、IMサーバ110は、モバイルユーザ106が契約リクエストを許可したか拒否したかについての表示を受信する。例えば、モバイルIMユーザ106はIMサーバ110にインスタントメッセージを返送することによって、転送された契約リクエストを許可又は拒否する。モバイルIMユーザ106からIMサーバ110に送信されたインスタントメッセージは、IMサーバ110がモバイルIMユーザ106に関連する地理的ロケーション情報をIMユーザ102に配信することをIMユーザ106が許可するか否かを示すことができる。契約リクエストの許可又は拒否を受信すると、IMサーバ110は契約リクエストのステータス（即ち、許可又は拒否）を記録する。

【0028】

許可されると、ステップS208において、IMサーバ110は無線ロケーション装置104及びマップサーバ108からモバイルIMユーザ106に関連する地理的ロケーション情報を取得する。このプロセスは図3に関して以下により詳しく説明されている。ステップS212において、IMサーバ110は取得した地理的ロケーション情報をIMユーザ102に配信する。モバイルIMユーザ106に関連する地理的ロケーション情報は少なくともモバイルIMユーザ106の位置又はロケーションを表す緯度及び経度の座標、並びにモバイルIMユーザ106のロケーション又は位置を図示する地図を含む。地図画像は、例えば、マイル、キロメートル等の半径によって画定されるモバイルIMユーザ106の位置を囲むエリアを含んでいてもよい。

【0029】

ステップS206に戻り、IMサーバ110が、IMユーザ102からの契約リクエストが拒否されたことの表示を受信した場合、ステップS210において、IMサーバ110はインスタントメッセージをIMユーザ102に送信し、モバイルIMユーザ106に関連する地理的ロケーション情報をリクエストする契約リクエストが拒否されたことを示す。

【0030】

上述のように、IMユーザ102からの契約リクエストがモバイルIMユーザ106によって許可された場合、IMサーバ110は無線ロケーション装置104及びマップサーバ108からモバイルIMユーザ106に関連する地理的ロケーション情報を取得する。

【0031】

図3は本発明の実施例による地理的ロケーション情報を取得するための方法を示すフローチャートである。図3の方法は、例えば、モバイルIMユーザ106からのインスタントメッセージの許可に応答して、IMサーバ110において実行される。本発明の少なくとも1つの実施例において、IMサーバ110は無線ロケーション装置104からモバイルIMユーザ106のロケーションを取得し、続いてマップサーバ108から取得された地図の形式において取得されたロケーションの図面を取得する。無線ロケーション装置104から取得されたロケーションは、緯度及び経度の座標の形式であればよく、マップサーバ108から取得された地図画像はモバイルIMユーザ106のロケーションを囲む詳細なエリアとともにモバイルIMユーザ106のロケーションを図示する地図画像であればよい。

【0032】

10

20

30

40

50

図3について、ステップS404において、IMサーバ110は無線ロケーション装置104からモバイルIMユーザ106の地理的ロケーション又は位置を取得する。上述したように、IMサーバ110はそこに登録された各IMユーザ又はクライアントに関連する情報を記憶する。モバイルIMユーザ106が携帯電話又は他の無線通信装置を用いてIMサービスにアクセスする場合、IMサーバ110は各IMユーザのユーザプロファイルに少なくともモバイル装置識別子（例えば、携帯電話の番号、電子シリアル番号（ESN）等）を記憶する。IMサーバ110はモバイルIMユーザ106についてのプロファイルにアクセスして、そこに記憶されているモバイル装置識別子を取得する。

【0033】

そして、IMサーバ110はモバイルロケーションリクエストを無線ロケーション装置104に送信する。モバイルロケーションリクエストはインスタントメッセージ又は通信のための他の適切な方法の形式であればよい。モバイルロケーションリクエストは少なくともモバイルIMユーザ106に関連するモバイル装置識別子を含む。

【0034】

モバイルIMユーザ106に関連するモバイル装置識別子を含むモバイルロケーションリクエストを受信した後に、無線ロケーション装置104はモバイルIMユーザ106の地理的ロケーションをIMサーバ110に送信する。モバイルIMユーザ106の地理的ロケーション又は位置は少なくとも緯度及び経度の座標によって特定される。

【0035】

図3に戻り、ステップS406において、無線ロケーション装置104からモバイルIMユーザ106の地理的位置を受信した後に、IMサーバ110は無線ロケーション装置104から受信した地理的位置を図示する地図を取得する。

【0036】

少なくとも1つの実施例では、地図を取得するために、IMサーバ110はインターネットマップサービス又はマップサーバ108への接続を確立する。例えば、接続はインターネット111を介したハイパー・テキスト・トランスファー・プロトコル（HTTP）接続であればよい。そして、IMサーバ110はモバイルIMユーザ106の受信した地理的位置（受信した緯度及び経度座標）を含むマップリクエストをパラメータとして送信する。マップリクエストは、地図の所望の縮尺、モバイルIMユーザ106の地理的位置を囲むエリアの所望の半径等の他のパラメータを含むことができる。これらのパラメータは、例えば、IMユーザ102から送信された契約リクエストにおいてユーザによって定義されるようにすればよい。マップサーバ108は地図画像をIMサーバ110に確立されたHTTP接続を介して返信する。

【0037】

そして、IMサーバ110はモバイルIMユーザ106の地理的位置（例えば、緯度及び経度座標）及び取得された地図画像をIMユーザ102に送信する。モバイルIMユーザ106の地理的位置、取得された地図画像又はその組み合わせを地理的ロケーション情報という。地理的ロケーション情報は存在情報の形式で又は別個のインスタントメッセージでIMユーザ102に配信される。

【0038】

本発明の実施例として、モバイルIMユーザ106の地理的ロケーション及び地理的ロケーション情報に含まれる地図画像双方について説明してきたが、地理的ロケーション情報はモバイルIMユーザ106の地理的ロケーションか、モバイルIMユーザ106の地理的ロケーションを図示する地図画像のいずれかであってもよい。

【0039】

本発明の実施例では、モバイルIMユーザ106の地理的ロケーションは、モバイルIMクライアントによって提供されるのではなく、IMサーバ110によって無線ロケーション装置108から取得されるようにしてよい。IMサーバ110がモバイルユーザ106の受信された地理的ロケーションに関連する地図画像を取得するようにしてよく、これによって地理的情報をよりユーザフレンドリーなものとすることができる。

10

20

30

40

50

## 【0040】

本発明の実施例によると、生の存在情報に加えて、地理的ロケーション情報及び地図画像がIMユーザ102に提供されるようにしてもよい。IMサーバ110は無線ロケーション装置104からモバイルIMユーザ106の地理的ロケーション情報を取得し、従って、モバイルIMクライアント107は何らかの追加の測位装置を装備している必要はなく；モバイルIMユーザ106の地理的位置が既存の無線ネットワーク部材又は機能によって提供される。

## 【0041】

本発明の実施例がIMサーバからのHTTP接続の方式でアクセスされるマップサーバに関連して説明してきた。しかし、マップサーバは何らかの適切なタイプのサーバ（例えば、ウェブサーバ等）であればよく、HTTP以外又はHTTPとの組み合わせた何らかの適切なプロトコルによってアクセス及び/又は通信されればよい。

## 【0042】

本発明の説明を受けて、同じものが多数の方式に変更できることは明らかである。そのような変更例は本発明から離れたものとはみなされず、そのような変形例全ては本発明の範囲内に含まれるものとする。

## 【図面の簡単な説明】

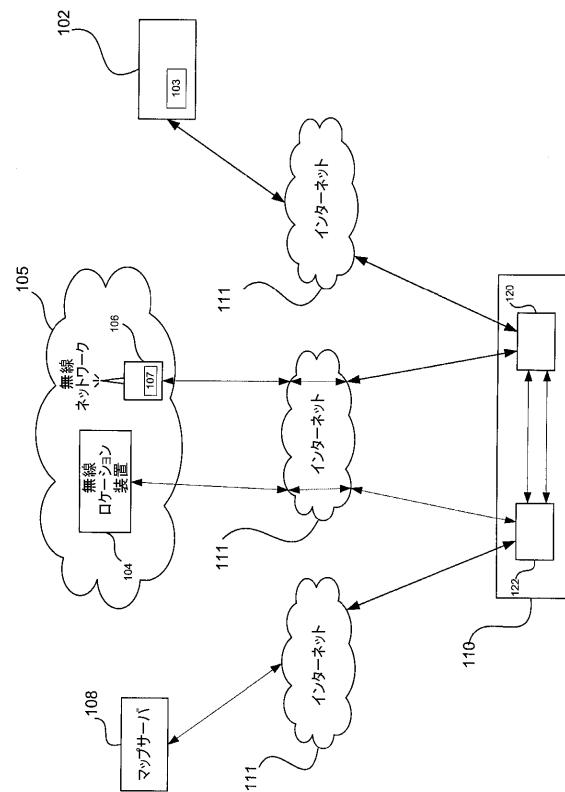
## 【0043】

【図1】本発明の実施例によるインスタントメッセージング（IM）システムを示す図である。

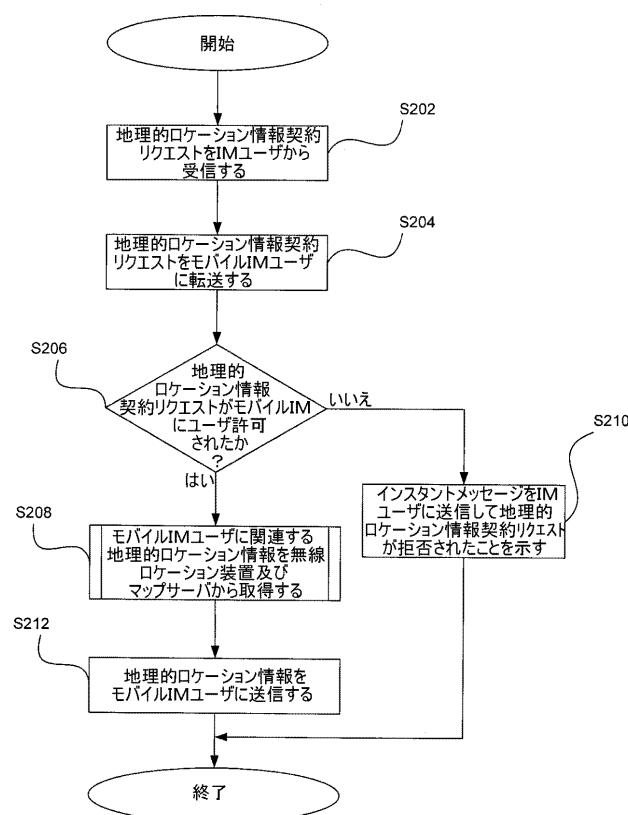
【図2】本発明の実施例による地理的ロケーション情報を提供するための方法を示すフローチャートである。

【図3】本発明の実施例による地理的ロケーション情報を取得するための方法を示すフローチャートである。

## 【図1】



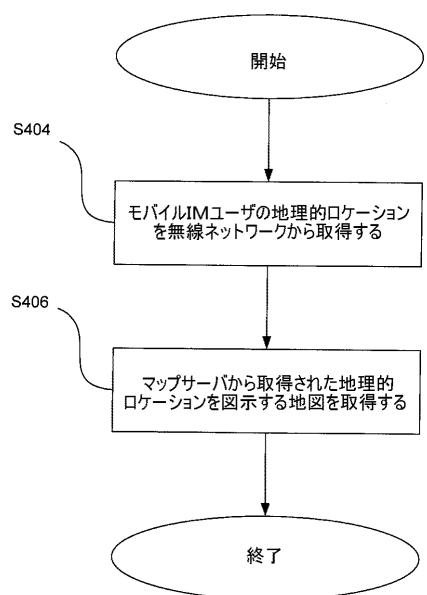
## 【図2】



10

20

【図3】



## 【国際調査報告】

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No  
PCT/US2007/007349

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER  
INV. H04Q7/38 H04Q7/22

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

## B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)  
H04Q

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the International search (name of data base and, where practical, search terms used)

EPO-Internal

## C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X	WO 03/071825 A (SPAARGAREN JEROME [GB]) 28 August 2003 (2003-08-28) page 1, line 31 – page 2, line 10 page 2, line 6 – line 22 page 3, line 22 – line 24 page 3, line 29 – line 31 page 4, line 1 – line 14 page 6, line 29 – page 7, line 15 page 9, line 17 – line 26 page 10, line 5 – line 8 page 17, line 28 – page 18, line 9 page 6, line 22 – line 24	1-8,10
Y	page 1, line 31 – page 2, line 10 page 2, line 6 – line 22 page 3, line 22 – line 24 page 3, line 29 – line 31 page 4, line 1 – line 14 page 6, line 29 – page 7, line 15 page 9, line 17 – line 26 page 10, line 5 – line 8 page 17, line 28 – page 18, line 9 page 6, line 22 – line 24	9
Y	WO 03/038670 A (NOKIA CORP [FI]; MAANOJA MARKUS [FI]; KOKKONEN PETRI [FI]; KALL JAN [F] 8 May 2003 (2003-05-08) page 3, line 24 – page 4, line 5	9
		-/-

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

## \* Special categories of cited documents :

- \*A\* document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- \*E\* earlier document but published on or after the international filing date
- \*L\* document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- \*O\* document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- \*P\* document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

- \*T\* later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention
- \*X\* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone
- \*Y\* document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art.
- \*&\* document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search

Date of mailing of the international search report

26 October 2007

05/11/2007

Name and mailing address of the ISA/

European Patent Office, P.B. 5818 Patentlaan 2  
NL - 2280 HV Rijswijk  
Tel. (+31-70) 340-2040, Tx. 31 651 epo nl,  
Fax. (+31-70) 340-3016

Authorized officer

Bocking, Philip

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No PCT/US2007/007349
---

## G(Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	<p>"Service and Capabilities Requirements for TISPAN NGN" ETSI STANDARDS, EUROPEAN TELECOMMUNICATIONS STANDARDS INSTITUTE, SOPHIA-ANTIPOLIS, FR, no. V 15, 2005, XP014028801 ISSN: 0000-0001 page 10, paragraph 5.2.3 page 11, paragraph 5.2.5</p>	1,10

## INTERNATIONAL SEARCH REPORT

Information on patent family members

International application No  
PCT/US2007/007349

Patent document cited in search report	Publication date	Patent family member(s)		Publication date
WO 03071825	A 28-08-2003	AT 369023 T		15-08-2007
		AU 2003209997 A1		09-09-2003
		EP 1488658 A1		22-12-2004
		GB 2385748 A		27-08-2003
WO 03038670	A 08-05-2003	CA 2465223 A1		08-05-2003
		EP 1440382 A1		28-07-2004
		JP 2005507594 T		17-03-2005
		US 2004260944 A1		23-12-2004

---

フロントページの続き

(81)指定国 AP(BW,GH,GM,KE,LS,MW,MZ,NA,SD,SL,SZ,TZ,UG,ZM,ZW),EA(AM,AZ,BY,KG,KZ,MD,RU,TJ,TM),EP(AT,BE,BG,CH,CY,CZ,DE,DK,EE,ES,FI,FR,GB,GR,HU,IE,IS,IT,LT,LU,LV,MC,MT,NL,PL,PT,RO,SE,SI,SK,TR),OA(BF,BJ,CF,CG,CI,CM,GA,GN,GQ,GW,ML,MR,NE,SN,TD,TG),AE,AG,AL,AM,AT,AU,AZ,BA,BB,BG,BH,BR,BW,BY,BZ,CA,CH,CN,CO,CR,CU,CZ,DE,DK,DM,DZ,EC,EE,EG,ES,FI,GB,GD,GE,GH,GM,GT,HN,HR,HU,ID,IL,IN,IS,JP,KE,KG,KM,KN,KP,KR,KZ,LA,LC,LK,LR,LS,LT,LU,LY,MA,MD,MG,MK,MN,MW,MX,MY,MZ,NA,NG,NI,NO,NZ,OM,PG,PH,PL,PT,RO,RS,RU,SC,SD,SE,SG,SK,SL,SM,SV,SY,TJ,TM,TN,TR,TT,TZ,UA,UG,US,UZ,VC,VN,ZA,ZM,ZW

(74)代理人 100101498

弁理士 越智 隆夫

(74)代理人 100104352

弁理士 朝日 伸光

(74)代理人 100128657

弁理士 三山 勝巳

(72)発明者 リ, ケ, キン

中華人民共和国 ベイジン, シュ キン ロード, チエン フア ユアン, ビルディング 8, ナンバー 507

(72)発明者 マ, ジュン, タオ

中華人民共和国 ベイジン, ハイ ディアン ディストリクト, ユアン ダ ロード, シ ジ シエン イー, クイ ホン ユアン, ビルディング 3, ルーム 8エー

(72)発明者 チャン, ペン

中華人民共和国 ベイジン, ハイディアン ディストリクト, シ ジ シエン, チュイ ホン ユアン, ビルディング 8, ナンバー 9ジー

F ターム(参考) 5K067 AA21 BB21 DD11 DD20 DD51 DD52 EE02 EE16 FF02 FF03  
HH22 HH23 JJ53